

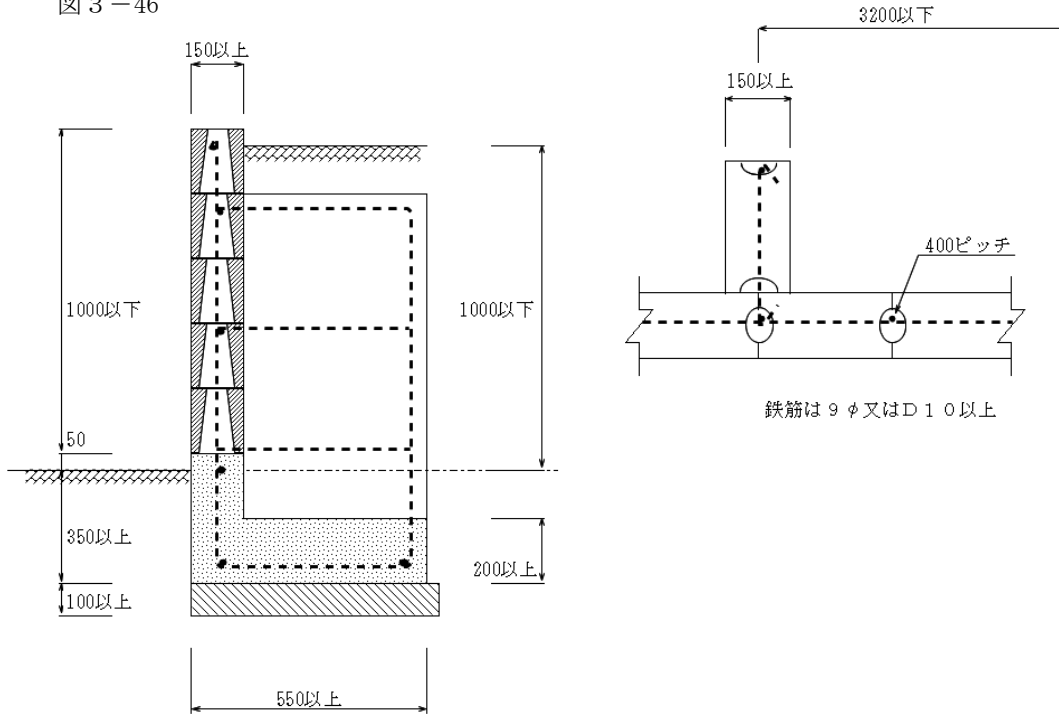
エ 任意設置擁壁（擁壁の高さ1 m以下の場合）

擁壁の高さが1 m以下の場合、都市計画法、宅地造成等規制法において構造上の規定がないが、隣地との高低差が60 cm以上から1 m以下の場合でも安全性について配慮することが望ましいため、擁壁にて施工することとする。また、従来から施行されており、やむを得ない構造の擁壁としては次のものがあるが、地盤、土質の状況によりこの構造によることが不適当な場合は、安定計算等により安全が確認できる構造にすべきである。

なお、これらについては、自己用以外のものには使用しないこととする。

(ア) 建築用コンクリートブロック擁壁

図3-46



(イ) 玉石積

図3-47

